#### 様式4 最低基準調書(地方裁量型認定こども園)

1	1 基礎情報														
1	施設名	2	所在区												
	認定こ		中央区												
3	整備区分														
	新設 ○														
4	開設・移行(予	定)年月日			<b>1</b>	既に運営して	いる施設の運営	開始年	月日						
	平成 31 年	4 月 1	日												
2	利用定員、学級	数						適否	審査事項						
1	利用定員		3歳以上の園児について、35人以内を1学級												
	0	歳 1歳	2歳 3	歳 4歳	5歳	合計	学級数		とする学級編成となっているか。						
	1号		10	)人 10人	10人	30人		適							
	2・3号 10	)人 10人	10人 20	)人 20人	20人	90人	3								
	合計 10	)人 10人	10人 30	)人 30人	30人	120人									
3	職員							適否	審査事項						
1	園長								園長がA~Eのいずれ かに該当する者である						
	O A 2年以.	上児童福祉事	業に従事し	た者					か。						
	B 初任保	育所長等研修	会を修了し	た者											
	C 教諭の免 従事した		(一種)を有し、	、5年以上学校	教育法施行規則	則第20条第1号(	こ掲げる職に	適							
		ェ 上教育に関す	る職に従事	した者											
	E 上記C	又はDと同等	の能力を有	するとして抗	采用又は任命	うする者									
<u> </u>	数本 原本公司	文 / 芒级和	T + A+\)						年齢別に必要な資格を						
(2)	教育・保育従事	・ る(字板担1 従事者に係る							有する教育・保育従事者が配置されている						
	教育 体育	1	る特別で過げ 一 置数		 ·時間	常勤換算值	配置基準		か。						
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	+	能但圣华 B								
	全体数	12人	4人	200時間	400時間	A 14人	13人	適							
	五 本	5人	0人	200年刊月	400年刊月	5人	4人	\(\(\text{L}\)							
	保育士	12人	4人	200時間	400時間	14人	11人								
	幼教	4人													
,	40	5人 唯園の教員免許	0人 状を有する保育	<mark>│</mark> 育士 幼教:幼 <sup>‡</sup>	権園の教員免記	5人 特状を有する者	47								
3	調理業務従事者								保育定員に応じて必要 な調理員が配置されて						
	調理業務を					いるか。									
		配置	置数	勤務	時間	常勤換算值	配置基準	\ <del></del>	調理業務を委託する場 合は栄養士(又は管理						
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	Α	В	適	栄養士)が配置されて いるか。						
	調理員	2人	0人			2人	2人		0.20 W.º						
	(管理)栄養士	人0	0人			0人	0人								
4	嘱託医等		医師、歯科医師、薬剤 師に嘱託しているか。												
	_			托の有無				適							
	<mark>○</mark> 嘱託医			科医	O 嘱	託薬剤師									

#### 記載要領

- ●黄色のセル に必要事項を入力してください。
- ●ドロップダウンリストが表示される項目は、リストから選択して入力してください。
- ●数字は全て単位入力不要です。数字のみ入力してください。
- ●1①「施設名」を入力すると、2以下の項目の適否欄が表示されます。 適否の内容は当該項目に入力した内容で変化します。実態に応じて各項目を漏れなく入力してください。

- ●「両免保有」、「保育士」、「幼 教」は「全体数」の内数 ・「両免保有」:幼稚園の教員免許状を有する保育士 ・「保育士」:保育士(幼稚園の教員免許状の有無によらず)

- ・「幼 教」: 幼稚園の教員免許状を有する者(保育士であるないによらず) ∴「両免保有」に計上される者は、「保育士」と「幼 教」にも計上してください。
- ●「勤務時間」の欄は、当該職種において非常勤職員を配置する場合のみ入力してください。 ・「常 勤」: 当該職種の常勤職員 1人の1月あたりの勤務時間
- ・「非常勤」: 当該職種の非常勤職員全員の1月あたりの勤務時間の合計

※当該職種において非常勤職員を配置する場合は、当該職種において常勤職員を配置しない場合でも、常勤職員の勤務時 間を入力してください。

※常勤職員1人の1月あたりの勤務時間とは、法人の勤務規程等で定める時間としてください。

### 様式4 最低基準調書(地方裁量型認定こども園)

	//	3.4 取似圣华嗣音(地力效) 设備	エエルルーC 0四/		適否	審査事項			
● 耐火建築物				② 伊充克生の	地台				
# 新リル産薬物	(J)			0 11 1		階に設置する場合は、 耐火建築物又は準耐火 建築物(イ準耐)であ るか。			
本の他   日本の   日	-	74 M + 1 M + M + M							
② 登及以天井の室内に面する部分の性上げが不感材料で行われている。 ② カーテン、酸棉、建具等で可燃性のものについて防炎処理が振されている。 ② カーテン、酸棉、建具等で可燃性のものについて防炎処理が振されている。 図舎の面積に関する移行特例を適用 基準面積 A 320㎡+100㎡×(学級数-2) = 420.00㎡ B 2歳の園児×1.98㎡ = 19.80㎡ 和 505.80㎡ 800.00㎡ C 2歳未満の園児×3.3㎡ = 66.00㎡ 和 505.80㎡ 800.00㎡ B 2歳の園児×3.3㎡ = 66.00㎡	-	年間1人生未初 当する準耐火建築物を降			油				
■会の画稿  ■会の画稿  ■会の画稿  ■会の画稿に関する移行特例を適用  基準画稿  A 320㎡+100㎡×(学級数-2) = 420.00㎡ 和 505.80㎡ 800.00㎡ 第05.80㎡ 800.00㎡ 第05.80㎡ 800.00㎡ 第05.80㎡ 800.00㎡ 800 800 800 800 800 800 800 800 800					池	階に設置する場合は、			
■会の面積   国会の面積に関する移行特例を適用   基準面積   実面積   大藤									
■ 図金の面積に関する移行特例を適用		○ カーテン、敷物、建具等で可燃性のも	らのについて防炎処理が施されている。	D					
	3	 園舎の面積				年齢別の定員、学級数に応じて必要な園舎面			
A 320㎡+100㎡×(学級数−2) = 420.00㎡		園舎の面積に関する移行特例で							
B 2歳の圏児×1.98㎡ = 19.80㎡ 和 505.80㎡ 800.00㎡    C 2歳未満の圏児×3.3㎡ = 66.00㎡    配		į	<b>基準面積</b>	実面積	\ <u>.</u>				
		A 320㎡+100㎡× (学級数-2)	= 420.00m <sup>2</sup>		道				
歴外遊戯場の位置及び面積		B 2歳の園児×1.98㎡	= 19.80㎡ - 和 505.86	0㎡ 800. 00㎡					
設置場所   各実面積		C 2歳未満の園児×3.3㎡	$=$ 66. $00 \text{m}^2$						
設置場所   各実面積	<u> </u>	<b>見い 放射性の位置なが支持</b>				年齢別の定員、学級数			
図書の屋上	<b>•</b> ∕ [		<b>化麸地の詳細</b>			に応じて必要な園舎面 積を有しているか。			
図舎の屋上									
大替地   距離   上海   上海   上海   上海   上海   上海   上海   上	-								
上海									
基準面積 A1 400㎡+80㎡×(学級数 - 3) = 400.00㎡ 和 419.80㎡ 500.00㎡ 2 2歳の園児×3.3㎡ = 19.80㎡ 和 419.80㎡ 500.00㎡ 2 2歳の園児×3.3㎡ = 330.00㎡ ⇒ 330.00㎡ ※ A (AI+A2) 及びBのそれぞれの面積以上の面積であること。  保育室等の面積 保育室文は遊戯室の面積に関する移行特例を適用 保育室文は遊戯室の面積に関する移行特例を適用 保育室文は遊戯室 0歳の園児×3.3㎡ = 33.00㎡ 30.00㎡ 2 2歳以上の園児×3.3㎡ = 33.00㎡ 30.00㎡ 2 2歳以上の園児×3.3㎡ = 33.00㎡ 30.00㎡ 2 2歳以上の園児×3.3㎡ = 33.00㎡ 300.00㎡ 2 2歳以上の園児×1.98㎡ = 198.00㎡ 300.00㎡ 2 2歳以上の園児×1.98㎡ = 198.00㎡ 300.00㎡ 2 2歳以上の陽に設置する場合の基準を満たしているが。 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	L			油					
A1 400㎡+80㎡× (学級数-3) = 400.00㎡ A2 2歳の園児×3.3㎡ = 19.80㎡ 和 419.80㎡ 500.00㎡ B 2歳以上の園児×3.3㎡ = 330.00㎡ ⇒ 330.00㎡ ⇒ 330.00㎡ □									
A2 2歳の園児×3.3㎡ = 19.80㎡			<b>美</b> 国恒						
B 2歳以上の園児×3.3㎡ = 330.00㎡ ⇒ 330.00㎡  ※ A (AI+A2) 及びBのそれぞれの面積以上の面積であること。  保育室等の面積 保育室又は遊戯室の面積に関する移行特例を適用 保育室等の種類 基準面積 実面積 A 乳児室			<b>├ 和 419.8</b> 0	500 00m					
※ A (A1+A2) 及びBのそれぞれの面積以上の面積であること。  保育室等の面積  保育室又は遊戯室の面積に関する移行特例を適用  保育室等の種類  A 乳児室  O歳の園児×3.3㎡  = 33.00㎡  30.00㎡  B ほふく室  1歳の園児×3.3㎡  = 33.00㎡  40.00㎡  C 保育室又は遊戯室  2歳以上の園児×1.98㎡  = 198.00㎡  300.00㎡  加速するため、会計面積が基準を満たしているが設けられている。  及ブリンクラー股備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。  □ スプリンクラー股備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。  面理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するため、会計面積が基準を満たしているが。  医務室  (例 段階 あり と調理をの解する単分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されている。  「 スプリンクラーと関係を他これに類するもので自動式のものが設けられている。	ŀ								
保育室又は遊戯室の面積に関する移行特例を適用  保育室等の種類 基準面積 実面積  A 乳児室				OIII					
保育室又は遊戯室の面積に関する移行特例を適用  保育室等の種類  A 乳児室  O歳の園児×3.3㎡  B ほふく室  1歳の園児×3.3㎡  C 保育室又は遊戯室  2歳以上の園児×1.98㎡  198.00㎡  300.00㎡  2歳以上の間に設置さる場としていれば適とする。  3は上の間に設置されている。  また、保育室等を3階以上の間に設置さる場合の基準を満たしているか。  また、保育室等を3階以上の間に設置さる場合のからに必要な措置が講じられている。  1週理名以外の部分と調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されている。  2歳以上の間に設置されている。  1週理の種類に応じて有効な自動式のものが設けられている。  1週理用器具の種類に応じて有効な自動式のものが設けられている。  1週理用器具の種類に応じて有効な自動式のものが設けられている。  1週では、2歳末、満の門児の保育を行う場合)、  26 後ろ	5	<b>呆育室等の面積</b>				年齢別に必要な室の面積が確保されている			
<ul> <li>本</li></ul>		保育室又は遊戯室の面積に関す	する移行特例を適用			か。			
<ul> <li>A 乳児室</li></ul>		保育室等の種類	基準面積	実面積	<b>\</b>	※乳児室及びほふく室の基準面積は、2歳未 満の園児のうち、ほかい			
B ほふく室 1歳の園児×3.3㎡ = 33.00㎡ 40.00㎡ により判定するため、合計面積が基準を満たしていれば適とする。  ○ 設置あり 設置なし	Ī	A 乳児室 O 歳 <i>の</i>	D園児×3.3㎡ = 33.00	0m <sup>2</sup> 30.00m <sup>2</sup>	趙				
<ul> <li>C 保育室又は遊戯室 2歳以上の園児×1.98㎡ = 198.00㎡ 300.00㎡</li></ul>		B ほふく室 1 歳の	)園児×3.3㎡ = 33.00	0m 40.00m	ท <mark>์ 40. 00 m</mark> ๋      เ				
の 設置あり 設置なし  ↓  □ 設置あり 設置なし  ↓  □ 調理室以外の部分と調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されている。  □ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。  □ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止する ために必要な措置が講じられている。  □ 医務室  □ ② 設置あり  □ 設置なし  □ 記憶で区画されている。  □ の保育を行う場合)、 □ 設置なり  □ 記憶を防止する  □ に表している。  □ に表しいる。  □ に		C 保育室又は遊戯室 2歳以	以上の園児×1.98㎡ = 198.00	0m <sup>2</sup> 300.00m <sup>2</sup>		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
○ 設置あり 設置なし  ↓   □  □  □  □  □  □  □  □  □  □  □  □  □	6)					調理室が設置されてい			
→ 調理室以外の部分と調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されている。     ○ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。     調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止する     ために必要な措置が講じられている。      ⑧ 便所     ○ 設置あり     設置なし     ○ 設置あり	<b>.</b>								
調理室以外の部分と調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されている。  ○ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。  調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止する ために必要な措置が講じられている。  ② 使所  ② 設置あり	L					また、保育室等を3階以上の階に設置する場			
○ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止する ために必要な措置が講じられている。  8 便所 ○ 設置あり ・ 設置なり・ 設置なり・ 設置なり・ 設置なり・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		↑ 調理室以外の部分と調理室の部分が耐	対火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画		滴	合の基準を満たしているか。			
調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止する ために必要な措置が講じられている。  (多) 使所  (本) 設置あり  (大) 設置あり  (大) 設置なり、 (大) 設置なり、 (大) 設置なり、 (大) 設置なり、 (大) といる。  (大) といる。 (大) といる。  (大) といる。 (大)	ŀ								
医務室   8 便所   医務室(満2歳未満の関係ででする場合)		調理用器具の種類に応じて有効な自動		D延焼を防止する					
の 医樹生	Ĺ	に似に必要な措直か講じられている。							
○ 設置あり 設置なし. ○ 設置あり 設置なし. ・ <b>資</b> 便所が設置されている	7)			医務室(満2歳未満の園					
			はなし	滴	便所が設置されている				
	L				<u> </u>	אני.			

#### 記載要領

- ●「保育室等の設置階」の欄は、A~Dの右側のセルに、保育室等を設置する階を入力してください。 ※保育室等を設置しない階は入力不要です。
- 例) 1階及び3階に保育室等があり、2階には職員室があるが保育室等はない場合 →A欄に1、B欄に3 と入力
- ●移行特例の適用について
- 移行特例を適用しなければ「適」とならない場合、移行特例の適用可否については、必ず、市の担当者に確認してください。

※また、4③と4⑤の両方ついて移行特例を同時に適用することはできません。両方に〇を入力するとファイルに不具合が生じる場合がありますのでご留意ください。

# 様式 4 最低基準調書(地方裁量型認定こども園)

8	転落 〇 A	Tishttia.													適	保育室等を2階以上の 階に設置する場合に、 転落防止用設備が設置 されているか。																
	В	階段	に転落	客防山	上用の	柵					С	)																				
9		警報・通報設備  非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられている。																適	保育室等を3階以上の 階に設置する場合に、 警報設備等が設置され ているか。													
10	避業	惟用記	殳備 🕏	等( <i>A</i>	\ ~ I	οは	4 —	213	記載	載の階	<b>i</b> )													保育室等を2階以上の 階に設置する場合に必								
	次の施設及び設備が避難上有効な位置、かつ、保育室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行 距離が30メートル以下となるように設けられている。																要な、常用、避難用の施設又は設備が設置さ															
	Α		常用																		れているか。											
		退	難戶	Ħ															また、保育室等を3階以上の階に設置する場合は、これらの施設又は設備が避難上有効な位置等に設けられているか。													
	В		常用		屋内避難階段															\ <del>*</del>												
		退	<b>主難</b> 月	Ħ	屋外階段															旭												
	С		常用																													
		退	<b>主難</b> 月	Ħ	屋外	階段																										
	D		常用																													
		退	難戶	Ħ																												
5	設置	置者																					適否	審査事項								
1	法丿	法人の種類																③以下については、社 会福祉法人又は学校法														
		法人の種類																	人以外の法人の場合のみの審査事項													
	社会福祉法人又は学校法人 〇 その他の法人															_	0,00 H H H															
2	法人設立年月日														_	_																
	平	成	25	年	1	月	1	日																								
3	保有																	必要な資金を保有して														
								必	要保	有資金	金								95	実保	有額		\ <del>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</del>	いるか。								
	A 年間事業費の 1 /12 = 5,000,000 円 → 18,000,000 円 30,000,000 円													_	適																	
	В	年間	賃債	告料−	+ 1	千万	円		=	13, 0	000, 0	00			10,			''	00,	000,	000	1										
4	純貧																\- <del>-</del> -	債務超過の状態にない か。														
		資産		20,	000,	000	円		負債		6, 50	00, 0	000	円	糸	<b>性資</b>	崖	13,	, 500,	000	円		適									
<u>(5)</u>	収3	友(直	<b>直近</b> :	3 決	算期	])																		直近の決算期におい て、3期連続の損失計								
	平	成	29	年	4	月	1	日	~	平原	戈 3	0 4	年	3	月	31	日		10,	000,	000	<del>"</del>	. <b>.</b>	上がないか。								
	平	成	28	年	4	月	1	日	~	平原	戈 3	0 4	年	3	月	31	日		5,	000,	000	7	適									
	平	成	27	年	4	月	1	日	~	平月	戈 3	0 4	年	3	月	31	日		7,	000,	000	<del>"</del>										

## 記載要領

●リスト中「屋内避難階段(※)」は『札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例』第4条第2項第2号の表中、2階~4階の避難用(1)の設備に係る、各ただし書きの要件を満たす設備である場合に選択してください。